

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

兵庫県住宅供給公社から取得する住宅を市営住宅として管理することに伴い、所要の改正を行うため。

伊丹市営住宅条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市営住宅条例（平成９年伊丹市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１号中「第２号，」を削り，同条中第２号を第３号とし，第１号の次に次の１号を加える。

- (2) 現に同居し，又は同居しようとする者がある場合においては，これらの者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であること。

付則に次の２項を加える。

（特定市営住宅の入居者資格の特例）

- 1 1 令和４年１０月１日以後に設置する特定市営住宅に当該設置の日前に入居している者は，当該設置の日に第１７条第１項の規定による入居の許可を受けた者とみなす。

（特定市営住宅の駐車場使用者資格の特例）

- 1 2 令和４年１０月１日以後に設置する特定市営住宅の駐車場を当該設置の日前に使用している者は，当該設置の日に第６４条の規定による使用の許可を得た者とみなす。

付 則

この条例は，令和４年１０月１日から施行する。